

**被災者支援総合交付金 被災者支援総合事業
被災者支援コーディネート事業（復興庁交付分）の募集について**

平成 29 年 3 月 1 日
復 興 庁

平成 29 年度「被災者支援総合交付金」の「被災者支援総合事業」のうち、被災者支援コーディネート事業の復興庁交付分（法人又は団体が事業主体となり、復興庁へ直接申請を行うもの）に関する募集を以下のとおり行います。

1. 事業の目的

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいつくりによる「心の復興」やコミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的とします。

2. 事業の内容

東日本大震災の被災地域において、復興の進展に伴い生じる様々な被災者支援の課題に対応し、各地域の実情に応じた効果的・効率的な支援活動が実施されるよう、以下の取組を総合的に実施します。

（1）被災地域の課題等の把握及び自治体と支援団体間との連携強化

- ① 自治体及び被災者の課題やニーズの把握・整理
 - a 自治体及び支援団体等を訪問し、支援体制（各主体の連携状況を含む。）を含めた被災者支援に係る現状・課題等を把握する。
 - b 自治体と支援団体間の連携強化に向け、関係者との意見交換会を定期的実施する。

② 支援体制の充実に向けた取組

①により把握したニーズ及び課題等に対応していくため、各地域における支援体制の充実に関し、関係自治体や関係機関等との調整を実施し、自治体と支援団体等との間の連携体制の構築に向けた支援を行う。

（2）地域課題の解決に向けた、多様な活動主体の参画による支援

- ① 各地域における課題の解決に向けて、地域内（必要な場合は地域外も含む）に所在する多様な活動主体（各種団体の活動、企業による社会貢献活動及び企業本来事業の特性を生かした社会的課題の解決のための活動等）について、法人又は団体の既存の活動により得られている情報を蓄積・活用するとともに、必要に応じて新たな活動主体の掘り起しを行う。

- ② 各地域における課題に対応するものとして、活動主体が有する人材、手法、サービス提供及び物品提供等の社会資源を的確にマッチングする。

(3) 各地域における課題の分析及び被災地域全体への波及

- ① 上記(1)及び(2)の取組を通じて、被災市町村ごとの課題及び解決に向けた体制や取組を整理し、活動事例や連携事例を集積する。
- ② 集積した事例について、体制やマッチング内容等、他地域での活用可能性等について分析した上で、地域の包括的な連携体制や個別のテーマにおける連携した取組などの好事例等について、他の地域において事例発表会や広域的な連携会議を開催するなどし、被災地域全体に波及させる取組を行う。

3. 実施主体

実施主体等は、以下によることとします。

- (1) 実施主体は、内閣総理大臣が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める法人又は団体であること（法人格の有無、営利・非営利を問わない。）。
- (2) 交付事業に基づく取組は、原則として当該法人又は団体が自ら行うこと。
- (3) 本事業の交付対象となる法人又は団体が複数となった場合は、当該法人又は団体間の連携を緊密にとり、適切な役割分担や協力等によって、事業全体の円滑な進行を図ること。

4. 対象事業として必要な点

交付に当たっては、事業内容及び実施方法に関し、以下の点を踏まえて効果の高い事業を対象とします。

(1) 地域ごとの支援体制の確立・充実に向けた取組

被災自治体及び関係団体等との連携の下で、各地域の支援体制の確立又は充実等に具体的に結びつくことが見込まれる効果的な取組であること。

(2) 多様な活動主体の効果的な活用

被災地域内外や団体・企業を問わず、幅広い活動主体との連携の下で、各地域の課題に的確に対応していくことができ、具体的な支援活動の実施に結び付けることが見込まれる効果的な取組であること。

(3) 被災地全体への波及効果

地域課題の解決に向けた取組を行うに留まらず、各地域における取組状況を総合的に分析し、先進的な取組や課題解決に具体的につながった取組を他の地域に波及させるなど、被災地全体に対して効果を及ぼすことが期待できる取組であること。

5. 留意事項

本事業の実施に当たって、次の事項に留意して行ってください。

- (1) 本事業については、各地域の復興の進展などに応じた柔軟な対応が必要であるとともに、被災地全体への波及効果をもたらすことを意図していること、本事業で行う自

治体及び支援団体への訪問等の取組が重複するなどの混乱を避ける必要があることから、復興庁及び本事業を実施する法人又は団体間との連携を緊密にとりながら事業を実施することが必要であること。

- (2) 本事業の実施に係る交付金の基準額は、当該事業に要する経費（実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）であること。
- (3) 本事業の実施主体となる法人又は団体が、本事業を実施するために締結するいかなる契約においても、契約の相手方に本事業の主たる内容を一括して実施させることは認められないこと。なお、構成員以外の第三者への実施業務の一部委託については、復興庁からあらかじめ承認を得た上で行うことは可能とする（印刷等の軽微な業務委託は承認不要）。

6. 事業計画の作成及び提出

本事業の実施主体となることを希望する法人又は団体は、下記の様式により被災者支援事業計画を作成し、復興庁へ提出してください。作成に際しては、以下の事項に留意の上、簡潔・明瞭に記入してください。様式については、復興庁ホームページから電子ファイルをダウンロードしてください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20170228104035.html>

①被災者支援事業計画（表紙）（Excel 形式）：

事業名、申請額、対象地域、法人又は団体名並びに法人又は団体の代表者役職・氏名、問い合わせ先を記載し、押印の上、提出してください（1 ページ以内）。

②被災者支援事業計画（1-1）（Excel 形式）：事業内容

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、自治体や地域との連携、団体・企業等との連携、事業内容（平成 29 年度の取組について）及び事業に必要な経費について記載してください。事業内容は、事業計画（1-2）との整合性に留意しつつ、事業の具体的な内容を箇条書きで記載してください（6 ページ以内）。

③被災者支援事業計画（1-2）（Excel 形式）：事業スケジュール

平成 29 年 4 月以降に実施しようとする取組の実施スケジュールについて、事業計画（1-1）に記載した取組ごとに分けて記載してください（2 ページ以内）。

④被災者支援事業計画（2）（PowerPoint 形式）：事業の概要図

事業計画（1-1）等に記載された事業の内容（事業の目的・概要、効果・特徴、取組内容、平成30年度以降の展開）について記載してください（1 ページ以内）。

⑤被災者支援事業計画（3）（Excel 形式）：法人又は団体の概要及び実施体制図

法人又は団体の概要が分かる資料（定款や履歴全部事項証明書、財政規模・状況が分かる資料、過去の関連事業の実績等及び本事業の適切な運営が確保できるかが確認できるもの）及び実施体制図を提出してください。実施体制図は、構成団体の役割分

担（代表団体及び構成団体・協力団体等との役割分担等）が分かるよう記載してください（2 ページ以内）。

7. 募集期間・書類提出方法

(1) 募集期間

- 募集期間
平成 29 年 3 月 1 日（水）～平成 29 年 3 月 17 日（金）
- 募集締切
平成 29 年 3 月 17 日（金） 17:00

(2) 提出方法

以下の①提出書類を②提出先に郵送又は持参で提出してください。
ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出してください。郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表に「被災者支援コーディネート事業応募書類在中」と記載し、1 事業ごとに送付して下さい。

①提出物

一紙媒体 6 部（原紙 1 セット、コピー 5 セット）

原紙 1 セットの内訳：

- ・ ①事業計画（表紙）～⑤事業計画（3） をクリップ止め、

コピー 1 セットの内訳：

- ・ ①事業計画（表紙）～⑤事業計画（3） をクリップ止め

※提出書類はホチキス止めをしないでください。

一電子媒体 1 部（光ディスク（CD-R 又は DVD-R ディスク））

内訳：

- ・ ①事業計画（表紙）～⑤事業計画（3）

（各々の事業計画について、下記のデータ形式にて提出）

各ファイルのタイトルは、事業名にしてください。

※ 電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限ります。

②提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館

復興庁 ボランティア・公益的民間連携班（被災者支援コーディネート事業担当）宛

③提出期限

平成 29 年 3 月 17 日（金） 17:00 必着

8. 事業計画提出後の手続きとスケジュール

(1) 事業計画の審査：募集期間終了後～3 月下旬

提出のあった事業計画については、復興庁において「4. 対象事業として必要な点」

に則って交付対象となるかを審査し、3月下旬を目途に選定結果（交付可能額通知）を連絡します。

なお、審査期間中に、事業内容の実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応じて電話やメールで連絡するほか、ヒアリングを行うことがあります。

また、場合によっては、事業計画の内容について、記載内容の修正等を求めることがあります。

(2) 交付申請、交付決定及び取組実施：交付決定後～年度末

選定結果の連絡後、事業内容や経費を精査し、交付申請及び事前着手承認申請を行ってください。申請内容を改めて審査した上で、交付決定を行います。

このため、選定結果の通知（交付可能額通知）時と交付決定額とでは金額が異なる場合があります。

(3) 実績の報告

事業が完了した後、年度末に事業の実績、事業に要した経費及び今後の事業展開について報告を行う必要があります。この報告を基に、翌年4月に事業費の精算を行います。この他、取組の実施期間においても、その進捗状況について報告を求めることがあります。

実績報告時に、事業の実績や経費の支出を証明する書類が必要となるため、関係書類・資料は確実に保存してください。

9. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法等に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせてください。

【連絡先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
復興庁 ボランティア・公益的民間連携班 落合、秋田、佐々木

E-Mail : i.volunteer@cas.go.jp

TEL : 03-6328-0274 (受付時間 : 平日 9:30~17:30)

FAX : 03-6328-0299

E-mail 又は FAX (様式自由、ただし規格は A4 版) での問い合わせの場合は、件名 (題名) を必ず『被災者支援コーディネート事業』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先 (E-mail 又は FAX) を明記して下さい。

【問い合わせの受付期間】

平成 29 年 3 月 1 日 (水) ~平成 29 年 3 月 16 日 (木) 17:30

10. その他

- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、

当該書類を無効とします。

- 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 提出された書類は、原則返却しないこととします。
- 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行いません。
- 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じます。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではありません。

以上